2　ロについては、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3　（略）

(1)　生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2)　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

３の２　常勤看護職員等配置加算

イ　常勤看護職員等配置加算(I)

(1)	利用定員が20人以下	28単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	19単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	11単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	８単位
(5)	利用定員が81人以上	６単位

ロ　常勤看護職員等配置加算(II)

(1)	利用定員が20人以下	56単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	38単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	22単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	16単位
(5)	利用定員が81人以上	12単位

注１　イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第２条第16号又は指定障害者支援施設基準第２条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(II)を算定している場合は、算定しない。

２　ロについては、看護職員を常勤換算方法で２人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。

３　イ及びロについては、１の注５の(1)に該当する場合は、算定しない。

4　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位

注　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の２第１号、第93条の３第２

2　ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3　（略）

(1)　生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2)　生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

３の２　常勤看護職員等配置加算

（新設）

イ	利用定員が20人以下	28単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	19単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	11単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	８単位
ホ	利用定員が81人以上	６単位

（新設）

注　看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。ただし、１の注５の(1)に該当する場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

4　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位

注　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第４条又は指